

栃木県事業承継支援補助金受付等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

県内の中小企業者が事業承継のための専門家活用に要する経費の一部を補助金として交付することで、事業承継を支援し、地域のサプライチェーンの維持を図る。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 栃木県事業承継支援補助金受付等業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「栃木県事業承継支援補助金受付等業務委託仕様書」
(以下「仕様書」という。) のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和7(2025)年3月31日(月)まで
- (4) 委託料上限額 1,072,500円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 担当所属及び問い合わせ先

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号

栃木県産業労働観光部経営支援課中小・小規模企業支援室

電話 028-623-3173 FAX 028-623-3340

電子メール shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 参加表明書及び企画提案受付期間までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条例第4号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 栃木県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

4 プロポーザル実施の手続

- (1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和6年6月11日(火)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和6年6月14日(金)午後5時必着
ウ 質問に対する回答	令和6年6月18日(火)(予定)
エ 参加表明書の提出期限	令和6年6月20日(木)午後5時必着

オ 企画提案書の提出期限	令和6年6月27日（木）正午必着
カ プロポーザル審査（書面）実施	令和6年6月下旬（予定）
キ 選定結果の通知・公表	令和6年7月上旬（予定）

（2）実施要領等の配布

- ア 配布期間：令和6年6月11日（火）～令和6年6月20日（木）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 配布場所：上記2（5）の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページからダウンロードできる。

（3）質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式5）により提出すること。

- ア 受付期間：公募開始日～令和6年6月14日（金）午後5時必着
- イ 質疑方法：電子メールにより、2（5）に提出すること。
- ウ 回答期日：令和6年6月18日（火）（予定）
- エ 回答方法：回答は栃木県ホームページに掲載する。

（4）参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、「参加表明書（様式1）」及び「会社・団体等の概要（様式2）」を作成し、下記の期限までに提出すること。

- ア 提出期限：令和6年6月20日（木）午後5時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：2（5）
- ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）
※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。
※封筒には、「栃木県事業承継支援補助金受付等業務委託 参加表明書 在中」と記載すること。
※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和6年6月27日（木）正午までに辞退届（様式任意）を提出すること。

（5）企画提案書の提出

参加表明書の提出後、「企画提案書（様式3）」及び「業務実績書（様式4）」を作成し、下記の期限までに提出すること。

- ア 提出期限：令和6年6月27日（木）正午必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：2（5）
- ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）
※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。
※封筒には、「栃木県事業承継支援補助金受付等業務委託 企画提案書 在中」と記載すること。

（6）企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

- エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 審査方法

企画提案書について、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。企画提案書の審査会は非公開とし、審査結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

(3) 契約候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者のうち、(2)による評価の総合点が最も高い者を契約候補者として選定する。
- イ 総合点が最も高い者が複数ある場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を選定する。
- ウ 各選定委員による評価の平均が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。
- エ 総合点が最も高い者が複数ある場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を選定する。
- オ 提案事業者が1者しかない場合でもプロポーザル手続きは取り止めないが、各選定委員の評価の平均が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約候補者の名称について栃木県ホームページに公表する。

7 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。